

都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和2年3月17日

京都市長 門川 大作

1 監督処分の相手方

京都市山科区東野八反畑町58番地11ラヴィータ204

株式会社WORLD 代表取締役 寺本 篤嗣

2 違反行為地

京都市伏見区醍醐山ヶ鼻24番地

3 違反行為の内容

都市計画法第43条第1項の規定に基づく許可を受けることなく、建築行為を行ったこと。

4 監督処分の内容

令和2年4月16日までに、建築物(ユニットハウス1棟, 物置1棟及び単管組2棟)を除却すること。

5 命令を行った日

令和2年3月16日

(都市計画局都市景観部開発指導課)